募集型企画旅行条件書

1.募集型企画旅行

この旅行は、(株)パシック（以下「当社」という。）が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）記載の条件のほか、下記条件、最終旅程表および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2.旅行の申し込み

①20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。

②お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申込みの際にお申し出ください。可能な範囲で当社はそれに応じます。

③当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段によるお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いいただきます。

3.契約の成立と契約書面の交付

①募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領した時に成立するものとします。

②通信契約は前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。

③当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスその他旅行条件および当協会の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という。）をお渡しします。（パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部とします。）当社が手配し旅程を管轄する業務を追う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載します。

4.確定書面（最終日程表）の交付

契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、運送機関の名称および便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の15日前までにお支払いください。旅行代金に含まれるもの

●旅行日程に明示した運送機関・料金、宿泊費、食事代および消費税等諸税

●添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます

上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません（行程に含まれない交通費等の諸費用および個人的費用は含みません）

6.お客様の交替

①お客様は、当社の定める申込期限内であらかじめ当社の承諾を得て、1080円の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ、所定の用紙を当社に提出いただきます。

②契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社が受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継することとなります。なお、当社は申込期限・空き状況などによりお客様の交替をお受けできない場合があります。

7.取消料

（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を当社にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻します。申込金のみでまかなえないときは、その差額を申し受けます。なお、解除のお申し出は当社の営業時間内にお受けします。

（注意）

お客様のご都合で旅行を取消される場合には、下記の金額の取消料をいただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 解除期日 | 取扱料 |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 21日目～8日目 | 旅行代金の20％ |
| 7日目～2日目 | 旅行代金の30％ |
| 旅行開始日の前日 | 旅行代金の40％ |
| 旅行開始日の当日（旅行開始前） | 旅行代金の50％ |
| 旅行開始後又は無連絡不参加 | 旅行代金の100％ |

8.当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

9.最小催行人数

各旅行商品の催行人数に満たない場合、旅行を中止とすることがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止とする旨を通知いたします。

10.添乗員

①「添乗員同行」と表示したコースには、添乗員が同行します。

②「現地添乗員」と表示したコースには、旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。

・旅行目的地の集合場所までおよび解散場所からの行程については添乗員が同行しませんので、お客様が旅行のサービス提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

・添乗員が同行しない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合の手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

11.当社の責任

当社は当社又は手配代行社が（旅行サービスの手配を当社に代わって行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。（お荷物の賠償限度額は当社に故意又は過失がある場合を除きおひとりにつき15万円）

12．お客様の責任

①お客様の故意、または過失により当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。

③ お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

13.特別補償

当社は、当社の責任が生ずるかを問わず、標準旅行業約款（募集型企画旅行の部）別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命、または手荷物の上に被った一定の損害について補償金および見舞金を支払います。

14.旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行社おひとりに対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の20％を限度とします。また変更補償金の額が1000円未満の場合はお支払いいたしません。当社はお客様の同意を得て、変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替える場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更補償金の支払い対象となる変更 | 一件あたりの率（％） |
| 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 本パンフレットに記載した | 1.5 | 3.0 |
| 1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更
 |
| 1. 入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）

その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 3.0 |
| 1. 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更

（変更後の合計金額が当初の合計金額を下回った場合に限ります） | 1.0 | 2.0 |
| 1. 運送機関の種類又は会社名の変更
 | 1.0 | 2.0 |
| 1. 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 | 1.0 | 2.0 |
| 1. 宿泊機関の種類又は名称の変更
 | 1.0 | 2.0 |
| 1. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
 | 1.0 | 2.0 |
| 1. 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更
 | 2.5 | 5.0 |

次に掲げる事由による変更を除きます。

a天災地変　b戦乱　c暴動　d官公署の命令　e運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

f旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きく、旅行参加者の生命又は身体の安全確保の為に必要な措置

15.旅行条件基準日

2019年4月1日現在の運賃・料金を基準としています。

16.その他

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

ここに記載のない事項は標準旅行業約款（募集型企画旅行の部）によります。

**[旅行企画・実施]**

宮崎県知事登録旅行業第２－１７２号　(一社)全国旅行業協会正会員

**株式会社パシック　asbelltour**グローカルプロデュース事業部　大瀬営業所

〒882-0841　宮崎県延岡市大瀬町2丁目4-2グリーンパーク1F　TEL＆FAX：0982-27-5986

営業案内：月～金　9：00～17：00　（土日祝日休み）

総合旅行業務取扱管理者　：　脇　坂　千　恵

［総合旅行業務取扱管理者とは］

お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、

ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。